平成24年尾張東部衛生組合議会第１回定例会会議録第１号

平成24年３月27日（火曜日）

議事日程第１号

平成24年３月27日（火曜日）午後２時00分開会

日程第１　会期の決定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　第１号議案　平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

日程第４　第２号議案　平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算

日程第５　同意第１号　尾張東部衛生組合副管理者の選任について

日程第６　一般質問について

出席議員（15名）

１番	早　川　幸　介	２番	武　田　なおき
３番	冨　田　宗　一	４番	青　山　直　道
５番	水　野　竹　芳	６番	秋　田　　進
７番	山　下　幹　雄	８番	吉　永　みのり
９番	大　島　も　え	10番	原　田　　学
11番	吉　田　ひでき	12番	川　本　勝　幸
13番	片　渕　卓　三	14番	加　藤　　武
15番	川　本　雅　之		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	増岡錦也	参与	水野義則
参与	・田一平	副管理者	伊藤典男
監査委員（識見）	石田守正	会計管理者	加藤多喜雄
瀬戸市市民生活部長	山田弘之	瀬戸市環境課長	山内道夫
尾張旭市市民生活部長	加藤雄二	尾張旭市環境課長	森　重憲
長久手市生活環境部長	水野　悟	長久手市生活環境部次長兼環境課長	戸田鐘嗣
事務長	二宮保幸	事務次長	山本俊彦
主幹	横山光義	主幹	加藤忠明

専門員兼業務係長　谷口和久

事務局出席職員氏名

書記　纐纈洋章

午後２時00分　開会

○議長（大島もえ）　では、定刻となりました。

ただいまの出席議員は15名全員であります。これより平成24年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を11名といたしましたので、ご承知おきください。傍聴をくださる方におかれましては、会議中はご静粛にしていただきますようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者始め関係理事者の出席を求めておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より提出される例月出納検査の結果報告について、本日まで受理いたしましたこれらの報告書はいずれも事務局に保管しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑及び一般質問の進め方について、確認いたします。

議会の申し合わせに従いまして、議案に対する質疑については発言は通告書の受け付け順とし、一問一答方式で行い、１問については再々質問までとします。この１問のとらえ方ですけれども、今回に関しては質問書ごらんいただきましたとおり、小項目を１問ととらえて再々質問までといたします。

また、一般質問につきましては、発言は通告書の受け付け順とし、一問一答方式で、質問時間は答弁を含め60分までなどとして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、これより日程に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会期の決定について

○議長（大島もえ）　日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（大島もえ）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、８番吉永みのり議員及び10番原田学議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　第１号議案　平成２３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

○議長（大島もえ）　次に、日程第３、第１号議案平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　ただいまご上程になりました第１号議案平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをごらんください。

第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億2,554万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、６ページ、７ページをごらんください。

２、歳入、１款分担金及び負担金、１項１目一般経費負担金は、1,433万1,000円を減額し、５億3,099万1,000円とするものでございます。これは、事業費が確定してまいりましたので負担金を調整するものでございます。市ごとの調整額は、説明欄にございますように、瀬戸市が730万9,000円、尾張旭市が427万4,000円、長久手市が274万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

３款１項２目財産運用収入は、44万3,000円を追加し、44万3,000円とするものでございます。これは、廃棄物処理施設建設基金の１億8,000万円を国債等で運用して得た利子でございます。

８ページ、９ページをごらんください。

４款１項１目繰越金は、1,433万1,000円を追加し、4,751万円とするものでござい

ます。

次に、歳出をご説明申し上げますので、10ページ、11ページをごらんください。

３、歳出、３款１項１目建設事業費は、44万3,000円を追加し、2,044万3,000円とするものでございます。これは、歳入でご説明申し上げました国債等の運用により得た利子を廃棄物処理施設建設基金積立金とするものでございます。

以上で平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島もえ）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　では、討論もないようですので、これにて討論を終了いたします。

採決に入ります。

第１号議案平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。挙手全員であります。よって、第１号議案平成23年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　第２号議案　平成２４年度尾張東部衛生組合一般会計予算

○議長（大島もえ）　次に、日程第４、第２号議案平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　ただいまご上程になりました第２号議案平成24年度尾張東部衛

生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをごらんください。

第１条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,009万3,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、816万7,000円の増額で、率にしますと0.7％の増でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、７ページ、８ページをごらんください。

２、歳入、１款分担金及び負担金、１項１目一般経費負担金は５億8,073万8,000円で、前年度より3,541万6,000円の増額でございます。

２目建設経費負担金は２億554万7,000円で、前年度と同額でございます。いずれも構成市町からの負担金でございますが、その内訳は説明欄のとおりでございます。

次に、２款使用料及び手数料、１項１目土地使用料は139万1,000円で、前年度より７万2,000円の減額でございます。これは、職員等の駐車場使用料や中部電力の鉄塔敷等の貸付使用料等でございます。

２目施設使用料は３億4,159万円で、前年度より3,210万8,000円の減額でございます。これは、構成市の許可業者や市民の直接搬入するごみの処理の施設使用料及び北丘スポーツ公園の施設使用料でございます。

９ページ、10ページをごらんください。

３款財産収入、１項１目財産売払収入は5,918万2,000円で、前年度より374万2,000円の増額でございます。これは、余剰電力と余剰蒸気の売却収入でございます。

４款繰越金、１項１目繰越金は1,000万円で、前年度と同額でございます。

11ページ、12ページをごらんください。

５款諸収入、１項１目預金利子は、前年度と同額の２万円でございます。

２項１目雑入は1,162万5,000円で、前年度より118万9,000円の増額でございます。これは、アルミ等の売却収入などでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出をご説明申し上げますので、13ページ、14ページをごらんください。

３、歳出、１款議会費、１項１目議会費は221万3,000円で、前年度より８万円の減額でございます。これは、議員の報酬や行政視察等の議会運営費でございます。

15ページ、16ページをごらんください。

２款総務費、１項１目一般管理費は１億1,976万3,000円で、前年度より1,894万7,000円の増額でございます。主なものは、監査委員等の報酬、特別職と一般職３名分の人件費、臨時職員の賃金、需用費、負担金等の一般管理費でございます。負担金は、給与計算・厚生事業等負担金、会計事務費負担金、退職手当負担金などでございます。

17ページ、18ページをごらんください。

２項施設管理費、１目工場管理費は７億719万円でございます。前年度より1,005万2,000円の増額でございます。主なものは、職員27名分の人件費で、給料、職員手当等、共済費を合わせて２億1,133万6,000円でございます。７節賃金は570万8,000円で、可燃ごみ投入ステージ等の臨時職員のものでございます。11節需用費は１億1,133万3,000円で、主なものは排ガス、灰処理のための消石灰、キレート処理剤等の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等でございます。12節役務費は204万8,000円で、火災保険料等でございます。

20ページの説明欄に移りますが、13節委託料は7,606万9,000円でございます。主なものは、粗大ごみ処理施設運転、公害監視計器保守点検業務、計算機及び計装設備定期点検整備業務等でございます。14節使用料及び賃借料は2,987万1,000円でございます。これは、焼却炉制御システム貸借料等でございます。15節工事請負費は２億6,859万7,000円でございます。これは焼却施設、粗大ごみ処理施設、クレーン設備の定期点検整備や１号炉排ガス測定器取替工事、粗大ごみピット火災対策改修工事でございます。19節負担金補助及び交付金は213万4,000円でございます。これは、大気汚染負荷量賦課金等でございます。

21ページ、22ページをごらんください。

２目最終処分費は１億3,630万7,000円で、前年度より2,112万8,000円の減額で、瀬戸市北丘町の最終処分場の施設管理費等でございます。11節需用費は1,074万3,000円で、主なものは薬品費、覆土用資材費等の消耗品費、光熱水費等でございます。13節委託料は3,415万3,000円で、主なものは最終処分場水質等検査業務、焼却灰等運搬業務、最終処分場運転管理業務、計装設備定期点検整備業務等でございます。15節工事請負費は600万円で、最終処分場水処理施設定期点検整備工事費でございます。

23ページ、24ページをごらんください。

３目最終処分場周辺管理費は3,377万3,000円で、前年度より37万6,000円の増額で、北丘スポーツ公園及び周辺の施設管理費でございます。11節需用費は716万8,000円で、憩いの家の燃料費、光熱水費等でございます。13節委託料は1,897万3,000円で、憩いの家の維持管理業務やグラウンドの整備業務等でございます。15節工事請負費は350万円で、最終処分場周辺の環境整備工事費でございます。19節負担金補助及び交付金の385万円は、最終処分場周辺の道路等を改良するための工事費用で、瀬戸市への負担金でございます。

25ページ、26ページをごらんください。

３款建設事業費、１項１目建設事業費は2,000万円で、前年度と同額でございます。これは、廃棄物処理施設建設基金積立金でございます。

４款公債費、１項１目元金は１億7,463万3,000円で、前年度より251万6,000円の増額でございます。これは、最終処分場の組合債元金でございます。

２目利子は1,121万4,000円で、前年度より251万6,000円の減額でございます。これは、元金と同じく最終処分場の組合債利子及び一時借入金の利子分でございます。

27ページをごらんください。

５款予備費、１項１目予備費は、前年度と同額の500万円を計上しております。

歳出につきましては、以上でございます。

なお、29ページ以降に給与費明細書、地方債調書をまとめさせていただいておりますので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島もえ）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、原田学議員の発言を許可します。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　それでは、平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算について伺います。

私は、５点にわたって今回のこの予算の特徴をとらえてみました。さきの通告の順番に従って質疑を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、20ページの２款２項１目歳出のほうでありますが、工場管理費中ごみ処理の

基本計画、これが委託に出されます。いよいよ計画が数年に迫ってまいりまして、新たな26年までの計画でしたかね、26年からの新たな計画をつくるための委託料だと聞いております。

平成25年度で現行のごみ処理基本計画の最終年を迎えるために、新たに基本計画の策定のための委託料だと聞いておりますが、まず①、今回の作成に当たって各市がそれぞれに計画をつくると伺っておりますが、当センター、当組合は計画策定に当たりその基本的な考え方を伺います。

例えば、各市のデータを総合するだけなのか、また総合的な進行管理を行うのかどうか、以上伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　平成26年度以降のごみ処理基本計画の策定の基本的な考え方でございますが、ごみの分別収集、晴丘センターへの搬入などの構成市の業務につきましては、それぞれの構成市において基本計画を作成いたしまして、当組合の基本計画につきましては搬入されたごみの焼却、破砕、埋め立てといった中間処理計画と最終処分計画といった組合の業務に関する基本計画の策定をしていきたいと考えております。

なお、この中間処理計画と最終処分計画につきましては、構成市から搬入されるごみの量などに影響されますので、各構成市の基本計画とリンクしたものになるものと考えております。

また、ごみ処理基本計画の進行管理につきましては、各構成市、組合、それぞれが行うことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　ということは、今回の新しい基本計画のつくり方は、従前とは大きく異なるということだと思います。中間処理計画、最終処分計画、それについて当組合は責任を持ってやると、データは各市３つの構成市、そのデータを集めてそことリンクはさせますよという２つの大きな違いが出てくるかと思います、従前に比べて。

さあ、そうした場合に、今まで進行管理をこの組合が音頭をとってやっておられました。じゃあ、今後はその進行管理をどのように考えておられるのか一つ、それから

２つ目はそれぞれの市町からこの公募で市民の方が集まって、そのごみ基本計画の循環型社会形成の多くの力を果たしていただきました。そういう力を今後それぞれの市町で当然生かしいていくべきだと考えるものですが、そのあたりはどのようにお考えか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　当組合の基本計画の進行管理につきましては、構成市の影響を受けることになりますので、共通の課題を協議する場あるいは情報交換の場として構成市と当組合とで協議会などを設ける必要があるものと考えております。

それから、これまでの住民組織につきましては、それぞれの構成市において生かされていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　質問の意味は、循環型社会形成についてどう考えるかってことでしたよね。今の答弁でよろしいですか。

○１０番（原田　学）　進行管理をどうつかさどるかということで、それはそれぞれの町が基本的な計画を立てると今言われたとおりだと思うんですね。

関連してもう一問、今それぞれの住民公募の方、それはそれぞれの町で市で活躍されるというのか、つくっていかれるだろうということだったんですけれども、せっかくこうつくった組織がある以上は、やはりその今までの経緯も含めてそういう市と協議をしながらそういう既存の組織、今まであったそういう組織のきちっとした継承なり生かし方、それを各市と本来相談されたほうがいいように思うんですが、そのあたりはいかがでしょうかね。

○議長（大島もえ）　再々質問の答弁となります。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　尾張東部衛生組合循環型社会推進会議につきましては、この３月末をもって廃止をしてまいります。この間、構成市とも連携をもって、それぞれの構成市町ごと、一部組織のない市もございますけれども、市にその組織があるものにつきましてはその構成市と連携をもって、構成市のほうに４月以降移管といいますか、移行されるよう協議を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　答弁の中で市町とありましたが、市ということでよろしかったです

か。

○事務次長（山本俊彦）　失礼しました。市です。

○議長（大島もえ）　以上で答弁が終わりました。

次の質問へお願いします。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　次に移ります。

②この基本計画をそうであるならば、データ的にはそれぞれの市のごみ処理基本計画を合わせるとここが処分をする、中間処分をするごみの量がわかり、それから最終処分をするごみの量もおおよそ今までの経験値からどんだけ灰が出るかというのはリンクをきちっとさせていけば、10年後、20年後の計画も含めて十分できると思うんですね。

そういう意味でいうと、これ委託に出さなくても当然計画の策定ができるように思われますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　平成26年度以降の当組合のごみ処理基本計画につきましては、先ほど述べましたように搬入されたごみの焼却、破砕、埋め立てといった中間処理計画と最終処分計画になります。

しかし、この基本計画の重要な項目といたしまして、稼働期限を平成33年度までとしております現在の焼却施設の建てかえあるいは延命化の計画をも盛り込むことになります。さらに、各構成市の基本計画とリンクした基本計画を策定していくといった作業が加わることになります。

現行の職員体制では、中間処理施設、最終処分場の維持管理業務に加えて次期ごみ処理基本計画の策定業務を行うことは困難と考えておりますので、現行のごみ処理基本計画の策定と同様に委託していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再質問があれば受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　今、言われたその33年度をめどに焼却施設というか、焼却炉のいよいよ建てかえの次期に入っておるというようなお話しでした。

そうであるならば、意見として言っておきますね。後でも若干出てくるんですけども、だからこそ逆に耐震診断をきちっとやって、もつかもたないか、それを測定する、判断をする、そのことが今一番重要じゃないかなと思います。それは、意見としてつけ加えておきます。

２点目に移ります。

○議長（大島もえ）　どうぞ。

○１０番（原田　学）　２点目は、歳出の２款２項１目工場管理費の中に事業系一般廃棄物の減少によって歳入が下がってます。７ページ、８ページ、使用料手数料のところで、事業系一般廃棄物の減少が見られることによって、使用料手数料の入が減っておりますが、しかしこの工場管理費全体を見るとふえちゃっとるんですね。

普通益が減ってくるというのは、ごみが入ってくる量が減ってくるわけだから、薬品なんか使う量も減ってくる。それにあわせて工場管理費も減る傾向かなと思ったら、逆にふえております。その原因を少し伺いたいと思うんですね。

対前年比3,210万8,000円は、事業系一般廃棄物の減少によるものだと、①平成24年度は同廃棄物を平成23年度予算に比べてどのように見積もられましたか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　平成24年度の事業系ごみの搬入量につきましては、平成22年度と23年度の実績から１万7,000トンと見込んでおります。

また、平成23年度当初予算の１万8,600トンと比較しますと、1,600トンの減少となります。10キロ当たり200円でございますので、3,200万円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再質問を受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　じゃあ引き続いて②ですけども、先ほどお話ししたとおりです。そうやって搬入されるごみの量が減ることによって薬品や消耗品代が当然減ってくると思われるんですが、工場管理費はふえちゃってるんですね。昨年度に比べたら約1,000万円増になっておりますが、その理由はなぜですか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　工場管理費が増額となった主な理由でございますが、ごみの搬入量が減少しますと消石灰、キレート、水処理薬品等の使用料が減少して、工場管理費は減額すると予想されますが、23年度当初予算と24年度を比較いたしますと、事業系ごみは1,600トンの減少、8.6％の減少見込みでございます。

しかし、全体のごみの搬入量の見込みは23年度７万2,600トンに対しまして、24年度は７万2,000トンで600トンの減少、0.8％の減少にとどまっていると見込んでおります。

全体的には、消石灰、キレート、水処理薬品等の使用料への影響は少ないものと考えております。

そこで、工場管理費がなぜ約1,000万円の増額となった主な理由でございますが、人件費が26名から27名と１名増員になっておりまして673万8,000円の増額、需用費が消石灰、キレート、水処理薬品の単価の高騰等によりまして382万5,000円の増額、委託料は23年度は消火設備容器取りかえ業務がございましたけれども、24年度はございませんので553万7,000円の減額、使用料及び賃借料は計量システム賃借料が契約期間満了に伴いまして組合に計量システムが帰属いたしましたので220万2,000円の減額、工事請負費は粗大ごみピット火災対策改修工事の640万円を含みまして1,679万7,000円の増額、負担金は瀬戸市社会福祉協議会からの派遣職員が退職いたしましたので1,161万9,000円の減額、以上から工場管理費につきましては1,005万2,000円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　一般的にそう考える以上に単価の値上げだとか、人件費がここに入ってますよというような説明だったと思います。

じゃあ、次に行きます。

○議長（大島もえ）　お願いします。

○１０番（原田　学）　同じく19ページ、20ページですけども、また工場管理費です。

その中の工事請負費、中を見ていただきますと、粗大ごみピット火災対策改修工事について、この間やはりピット内が燃えるということが再三起きてます。それについて伺います。

まず、この間、何度もピット内における火災によって作業の停止及びピット内が水没する、消すために水没する状況がつくり出されてきました。その防止対策がとられたと伺ってますが、その内容はいかがかということです。

１と２をまとめて聞きたいと思います。

火災対策改修の内容、どういう工事をされるのか、何をつけるのか。

それから、そこの燃えている位置を明確に早く判断できるそういう改善ができないのかどうか伺います。

以上。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　粗大ごみピット火災対策改修工事の内容でございますが、粗大ごみピットに火元を確認するための赤外線カメラを設置いたしまして、クレーン操作席にはそのモニターを設置いたします。

次に、現在、煙感知器が設置されておりますけれども、より高感度な赤外線火災感知器を設置いたします。

それから、放水銃のねらいを定めるための台座を設置してまいります。

次に、火元の位置の確認につきましては、黒煙等が発生し、目視できない場合でも、赤外線カメラとモニターによりまして確認できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再質問があれば、原田学議員。

○１０番（原田　学）　赤外線の力を利用して、カメラだとかその感知器でもやがかかってても多分見えるよというようなことだと思うんですよね。確かに、赤外線そういう威力があると思うんですけども、今いろんな技術が発展してまして、例えばセンサーで、熱センサーで例えば軸を切ってどの位置に当たるというようなことがよくテレビなんかで熱センサーで人間の体の温かい部分と冷たい部分がぱっとわかってしまうようなそういう装置もあるもんですから、そういうのを取りつけて早く位置がわかるようなそんな工夫はできないものかなと思うんですけども、そのあたりは工夫をどうされましたか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　粗大ごみピット内での火災の発生状況でございますけれども、昨年９月の火災発生以降、ことしの１月と２月に発生しておりますけれども、２回とも火元が目視できたため火元をクレーンでつまみ出しまして初期消火しております。

黒煙等で目視できない火災時には、先ほど申し上げました赤外線カメラとモニターで対応が可能だと考えております。

また、より感度が高い赤外線火災感知器を設置することによりまして、より早い消火活動ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　いずれにしても、早く発見できればいいんですけども、そこにいろんな物を入れ込まないというそういう努力も一方で必要だと思うんです。そのための努力、どういう取り組みをされているか、伺います。

○議長（大島もえ）　小項目③の質問でよろしいですか。

答弁をお願いします。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　発火の原因となりますごみの中には、選別が非常に困難な乾電池、中でもボタン電池、ライターなど非常に小さな物がございますので、晴丘センター内での選別には限界がございますが、今後も引き続きよりきめ細かな手作業による選別を業者に依頼していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　それぞれで自治体の取り組み状況も違うやに聞いております。やはり各自治体への徹底、図ることが重要だと思いますけども、どう対策がとられておられるか伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　構成市へは、定例的に開催しております関係課長会議等におきまして晴丘センターに搬入された処理不適物の状況を説明いたしまして、分別収集等の徹底を依頼しているところでございます。

また、電池、ライター、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベなどの火災の原因と

なるものの出し方について、各構成市の広報に掲載し、市民への周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　そのことと、混入を防ぐためにもう一つは、先ほど手作業で精査する、選別をするとそういう努力を続けているというような話でした。

今後とも、そういう努力はどうしても必要だと思うんです。なぜかといえば、ごみの収集というか、できてくるところからそれから燃やして最終処分まで一貫して将来にわたって循環型社会、そのためには選別して使える物は使いましょうよと、その流れはこの当組合も一緒だと思うんです。

そういう意味で、今手選別で六、七人ぐらいでしたかね、そういう話を聞いておりますが、もう少し作業員をふやして、除去する体制、危険物を除く体制、それを強化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大島もえ）　再々質問の答弁となります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　リサイクルの可能な紙だとか、それからアルミ、鉄くず等につきましては、既に分別をしておるわけでございますけれども、先ほど述べましたように、危険物となる小さな電池とか、ライター、そういったものの危険物を取り払うための手作業の分別というのは非常に限界があるものと考えております。

したがいまして、今現在６人体制で行っておりますが、それを10人とかふやしたからといって、必ずしも効果があらわれるというふうには考えておりませんので、人数的には今の人数でございますが、業者のほうにはよりきめ細かな作業を依頼していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　ぜひ、私のほうとしては意見としてその作業員をふやして充実させるべきだということを一言言っておきます。

じゃあ、次に移ります。

同じく19、20ページの２、２、１の工場管理費中委託料で、焼却灰放射線測定業務というのがございます。これ新たな項目ですね。これについて伺っていきたいと思い

ます。

放射線量の測定とありますけども、その内容をまず伺います。

１、２続けて質問をしたいと思います。

目的、それから主灰、それから飛灰、バグフィルターについとるやつですね、など測定の対象物は何とするのか、何を対象物とするのか、どういうぐあいに測定をしようとされているのか伺います。

以上です。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　まず、測定の目的でございますが、現状を把握し、バックデータとして保存するものでございます。

次に、対象物につきましては、１号炉、２号炉の主灰、飛灰、それから、排ガスでございます。

また、その測定の方法でございますが、それぞれサンプルを採取いたしまして、ゲルマニウム半導体検出器に入れて分析するもので、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137の検出を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　じゃあ、３、４番に移ります。

その測定の期間、それから回数、それからこれ何年続けられるんですかね。

そして、異常がもし測定中にて発生しちゃう、そうした場合のマニュアルっていうのは策定されておりますか。

どのような対応をされておられるのか、伺います。

以上です。

○議長（大島もえ）　小項目３、４についての質問でした。

答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　まず、測定の回数等でございますが、平成24年度は主灰、飛灰、それぞれ４回、それから排ガスにつきましては１回行う予定でございます。

次に、何年間続けるのかということにつきましては、実は平成23年９月に現状を把

握するために主灰、飛灰を１回測定をしておりますけれども、24年度も引き続き現状を把握するための測定を行う予定でおります。

24年度以降につきましては、24年度の測定結果によりまして判断をしていきたいと考えております。

次に、焼却灰の放射線量に異常が出た場合のマニュアルにつきましては、既に策定済みでございます。その対応につきましては、国の示しております8,000ベクレルパーキログラムを超えた場合につきましては、当センター内に保管をしていくという内容になってございますが、今のところ非常に低い数値しか検出されておりません。１号炉、２号炉、飛灰のほうだけでございますが、放射性セシウム137が12という数値でございます。8,000ベクレルからはるかに低い数字でございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　今後の例えば、例えばの例えばですけども、持ち込みというようなことになったときの一定のデータかなとは思うんですけども、平成24年度に２回目の測定をされますね、セシウム134、137、それからヨウ素131、結果によってはまた判断をすると言われて、私は２年間やって大体平均値をとって、それでバックデータとして保存するかなと思ったんですけども、結果によってはもう一回やるみたいな話でした。判断をされるということでした。その中身について伺っておきます。

以上です。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　25年度以降のことにつきましては、まだ検討をしておりませんので、その結果次第ということでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再々質問があれば、受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　25年度以降は、情勢の変化によっては瓦れきも含めて受け付けないかんで、それはそのときの判断だよというぐあいに理解すればよろしいんですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　今のご質問につきましては、今までの答弁につきましては瓦れ

きが持ち込まれるという想定でお答えしているものではございません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　一応回数は終わりましたけど、原田学議員。

○１０番（原田　学）　そうすると、なんではかるのか意味がよくわからないんですけども、というのは当組合が愛知県から依頼を受けるなり何なりのそういう変化っていうのはここ数年考えておかないといかんことなのかなと思うんです。

そのためには、基礎データをきちっととっておかないと、ふえたのか減ったのか、どんだけその燃やしたらベクレルが上がったのかっていうのはわからないことになっちゃうもんですから、そういう意味でかなと思ったら、別にそうではないということだとすると、通常入れられる物の一般的な日常的な廃棄物の中にどれぐらいの影響があるのか、それをまずははかっておるということなのかなと解釈をすればよろしいですか。

○議長（大島もえ）　再々質問が終わっておりますので、答弁は求められません。

小項目５番に移っていただいてよろしいでしょうか。

○１０番（原田　学）　いい答えが出てくるかなと思ってましたけども、じゃあ５番に行きます。

そういうように、25年度も含めて今後場合によっては定期測定が必要だというのであれば、サービメーターっていうんですか、放射線測定器というのがありますので、そういうものを常設し、購入をしておくべきかと思うんですが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　測定器の購入につきましては、今想定をしております委託先の測定器でございますけれども、１台1,500万円から2,000万円プラス設置費と非常に高額なために、購入をせずに委託していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再質問があれば受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　ベクレルを測定するというのは、多分1,000万円を超えるようなそういう額のものだっていうことでしょうね。ただ、一般的にもう少し安い単価で、極端に言うとカーマでも売っとるような、ああいう物がええんかどうかわかりません

が、数十万円で正確なデータをはかれるものは実際にありますよね。シーベルトがはかれるものですけども、頻繁にもしはかるということになれば、こういうものを一定常設をするなら1,500万円もかかるもんですから、用意があるかどうか伺います。

○議長（大島もえ）　では、答弁に入ります。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　先ほども申し上げましたように、今現在検出をされている部分、非常に少ないんですよね。ほとんどが不検出という状況の中で、精度的に高いものの測定器でもって測定しないと意味がないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再々質問があれば受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　それでは、最後の質問に移ります。

○議長（大島もえ）　お願いします。

○１０番（原田　学）　これは、給与表のところですので、一番最後のページ、29ページ、30ページになってしまうんですね。

それの29ページの下段に一般職の(1)総括、これを見てみますと、前年度、本年度の比較で括弧で４名、全体の職員数は変わらないんですけども、括弧内で１人ふえてるっていうのは再任用が多分ふえているんではないかなと思ってます。

①ですけども、23、24年度の職員の比較で、多分再任用が１名増だと思います。実の人間で、23、24年度、正規、再任用、臨時、嘱託など、それぞれ何名と何名になるんでしょうか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　職員の実人員につきましてのご質問でございますが、24年度につきましては辞令の交付前でございますので、控えさせていただきまして、29ページの表に従いまして23年度、24年度のそれぞれの当初予算の人員につきましてお答えをさせていただきます。

23年度は、正規職員が26人、再任用職員が３人、派遣職員が１人、臨時職員が５人、合計35人でございます。

24年度は、正規職員が26人、再任用職員が４人、臨時職員が５人、合計35人でござ

います。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再質問があれば、受けます。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　再任用の職員がこういうようにどんどんふえていっちゃう。年金の関係がありますので、私は再任用の職員をとっちゃいかんとそういうぐあいには思いません。

ただし、将来のこの職場の体制を考えたときに、やはり正規職員、特に技師さん、技師さんの数が、人数が年々減ってきます。そういう意味で、正規職員、特に専門職の増員を図るべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　将来の職員体制に向けた正規職員や技師などの充実につきましては、当組合の職員は瀬戸市からの派遣職員で構成されていますので、瀬戸市の職員体制の中であわせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　こちら側で人事権を持たないというそういう厳しい面があると思うんです。やっぱり技師不足っていうのは、瀬戸市にとってみても、こちらの体制にとってみても本当に大変なことになってしまうと思うんですね。

ですから、再任用の方も数年たてば結局は職場をやめられ、本当の退職になってしまうわけですから、そういう意味で専門職、電気、建築、化学、そういう技師の職員体制を充実させるべきだということを意見として言っておきます。

じゃあ、③番です。

前回の議会のときにも私申し上げましたが、職員給与が23年度に比べて24年度は引き下げられました。結局は民間とそれから公務員の給与の引き下げ競争になってしまうだけだと思うんです。そういう意味でどうお考えか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　昨年の12月の定例会におきまして、人事院勧告を尊重した職員

給与の引き下げを含んだ補正予算をお認めをいただき、給与の引き下げを行っているところでございます。

人事院勧告につきましては、毎年４月の民間給与の状況を調査し、民間の給与水準に公務員の給与水準を均衡させるためのものでございます。したがいまして、公務員の給料が民間の給料に先んじて減額を行うことではございませんので、民間との引き下げ競争を招くことにならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　じゃあ、最後に一言だけ言っておきます。

この10年間、やはり働く人のほうの賃金が30兆円ぐらい削られてますね、全体を見てもね。だから消費が冷え込むし、景気が落ち込むし、今のお話しだと決してリンクしてないとか、そういう意味で下げてないみたいな話でしたけども、実際には結果としてそういう結果になっとるし、やはりきちっと国に下げないようなそういう申し入れを行っていただきたいとそんなように思います。

意見として言っておきます。

○議長（大島もえ）　以上でよろしいでしょうか。

○１０番（原田　学）　はい、終わります。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

通告のありました質疑は以上でございます。

ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　ほかに質疑はなさそうですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論はございませんか。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　私は、平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回の予算の大きな特徴は、これまで進めてこられたごみ処理基本計画、循環型社会推進計画が平成25年度で最終年を迎えることから、次期の計画を策定することになりますが、今回からはそれぞれの自治体がそれらの策定を図ることになり、策定経過

の中で当組合の基本計画も出されるものと考えるものであれば、従来のような外部委託による計画策定の必要はほとんどないと思われますが、肝心の焼却炉の見直しの時期とされるのであれば、まずは耐震診断と内部点検ではないでしょうか。

また、これまでの循環型社会づくりの成果を生かすため、各自治体協働の協議会の設置など、住民も含めた取り組みこそ必要と考えるものです。

その２としては、放射線量の測定です。これは、従来の委託事業の中には取り入れられておりませんでしたが、今後の東日本大震災の瓦れき処理も念頭に入れた対応の一つと考えるものでありますが、現在地域的にはとりわけ東京都各地の下水道の汚泥から8,000ベクレルを超える放射能の検出がされ、その持ち出しにストップがかかり、当分の間その場所でのとめ置き処分とされております。

当組合においても、とりわけ現行の主灰や飛灰に含まれる放射能濃度の測定がされ、それらが基礎的データとなります。今後は、仮に東日本の瓦れきを受け入れた場合にはその濃度の測定が必要となりますが、その都度委託で測定されることであれば測定器を購入し、測定をすべきと考えるものです。

その３は、事業系一般廃棄物の減少傾向です。その理由は、持ち込み手数料の値上げによるものとされました。循環型社会の形成に当たって、ごみ量の減少は目標とする内容で大量生産、大量消費、大量廃棄のサイクルを住民の協力も得ながら変えていく地道な取り組みこそ重要です。

また、それは、収集から処分場まで一貫したシステムであることを考えれば、当センターにおける前処理を充実する、させる必要があることを指摘するものです。また、それを支援する職員体制は欠かせません。現在、当組合においてもとりわけ化学技師は１名であり、本来は複数体制にすべきと考えるものです。

このように、職員体制は将来的な展望を見据えて充実すべきであり、現行の再任用でよしとすることなく、正規で採用すべきことを指摘いたしまして、反対の討論を終えるものです。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ほかに討論はございませんか。

早川幸介議員。

○１番（早川幸介）　私は、第２号議案平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算の地域手当について反対します。

地域手当は、そもそも国家公務員に対する手当であり、市民の中にはその存在を知らない人も多くいます。ですから、廃止すべきと考え、第２号議案に反対します。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　では、ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第２号議案平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大島もえ）　ありがとうございます。挙手多数であります。よって、第２号議案平成24年度尾張東部衛生組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　同意第１号　尾張東部衛生組合副管理者の選任について

○議長（大島もえ）　次に、日程第５、同意第１号、本日机上配付されておりますが、尾張東部衛生組合副管理者の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管理者、お願いします。

○管理者（増岡錦也）　ただいまご上程いただきました同意第１号尾張東部衛生組合副管理者の選任についてご説明申し上げます。

尾張東部衛生組合副管理者伊藤典男さんは、平成24年３月31日をもって任期が満了いたしますので、このため引き続き同人を選任したいと存じます。

当組合規約第10条第２項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　質疑がないようですので、これにて終了いたします。

討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　では、討論もないようですので、終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第１号……。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　当人がおられますので、通例ですと議場から退席をしていただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　それが、市によって採決をとる市と、じゃあお願いします。

同意、異議があるかないかを聞くだけの市とありまして、これまでこの組合では採決をとらず、同意の異議のありなしだけで決めてきたようなんです。

じゃあよろしいでしょうか。

（副管理者伊藤典男　退場）

○議長（大島もえ）　説明のほうから事務次長に求めたいと思います。

○事務次長（山本俊彦）　今、副管理者の退席を議員のほうから言われましたけれども、副管理者のほうは採決の権限がございませんので、退席をする必要は議会上ないわけでございますが、瀬戸市のほうがそういうことで通例として行っておれば、この議会ではどういうふうに取り扱うのかまた決めていただければと思いますが。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　ありがとうございます。

実は、打ち合わせの段階で、尾張旭では議決案件ですので議決で諮っているんですが、瀬戸市では議決していないということなので、その方法でいこうかということになっておりました。

退席いただいたので、どうしましょうか。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　今、議長と私の考えがちょっと一致していないんですけれども、一つはまず当人の退席をするかどうかという問題と、挙手でやるのか、挙手じゃなくって異議なしという方法でとるのかというその２つの問題が重なっておる状況ですね。

一つは、先ほど申し上げましたように、退席をする必要があるかどうかという問題でございますが、採決権が本人にございませんので、退席をする必要は議会上ないというふうに考えておりますけれども、ただ瀬戸市のほうでそういう方法でやられてるという状況であれば、当組合がどう取り扱うのか、それはまた別の問題であると思います。

それからもう一つは、採決の仕方ですけれども、同意を求める方法とそれから挙手による方法の問題ですが、これは今議長が申し上げましたように、瀬戸市は同意を求める方法でやっておられるようでございますが、尾張旭市につきましては採決をするという方法でやられてるということでございますので、これにつきましてもじゃあ当組合はどうしていくのかというのはまたここの場でお決めいただければいいものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　済みません。よくわかりました。ありがとうございます。

済みません。議長から皆さんにご提案ですが、今回議題に上っている副管理者自身に採決権がないため同席いただいてもいいのではないかという判断と、あともう一つはせっかく先ほど質問や討論についても伺いましたので、採決という方法をとらせていただければと思います。

この２点についてご異議ありませんでしょうか。

（「在籍で採決するということ」の声あり）

はい。

原田学議員。

○１０番（原田　学）　一般的にはその人の名誉があるもんですから、同席での採決っていうのは避けたほうがいいように思います、それはね。

○議長（大島もえ）　このまま退席のままで。手段は採決でよろしいですか。

○１０番（原田　学）　ええ。

○議長（大島もえ）　では、ほかの議員の皆さんもよろしいでしょうか。

加藤武議員。

○１４番（加藤　武）　退席で採決ということですね。

○議長（大島もえ）　はい。

○１４番（加藤　武）　それでええです、私は。

○議長（大島もえ）　よろしいでしょうか。

お待たせいたしました。そのようにさせていただきます。

では、退席いただいておりますので、そしてこれに同意するかどうかについての採決をとりたいと思います。

この同意第１号尾張東部衛生組合副管理者の選任について、同意することについて賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。賛成多数によりまして、本件は多数であります。よって、同意第１号尾張東部衛生組合副管理者の選任についてはこれに同意することに決しました。

ここで副管理者に自席にお戻りいただきまして、発言を求めたいと思います。よろしくお願いします。

（副管理者伊藤典男　入場）

○議長（大島もえ）　では、次に伊藤典男さんから発言を求められておりますので、発言を許します。

伊藤典男さん。

○副管理者（伊藤典男）　議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

もとより微力ではございますが、引き続き管理者の補佐役として尾張東部衛生組合の運営に懸命に努力し、職務に取り組んでいく覚悟でございますので、今後とも議員各位におかれましては格別のお力添えとご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

では、休憩を３時25分まで休憩としたいと思います。よろしくお願いします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後３時15分　休憩

午後３時23分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（大島もえ）　では、少し早いですけども、傍聴者の方も含め皆さんおそろいです

ので、会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　一般質問について

○議長（大島もえ）　次に、日程第６、一般質問を行います。

初めに、原田学議員の発言を許可します。

原田学議員、お願いします。

○１０番（原田　学）　それでは、過日通告の順に従って質問をしてまいりたいと思います。直筆の部分ですので、よろしくお願いいたします。

当晴丘センターは、愛知県の震災瓦れき処理の協力要請についてどう対応をされますか。

先日、３月18日付の地方紙は、愛知県が震災瓦れきを受け入れ、中電の碧南火力発電所内に処理施設をつくる方向で最終調整に入ったことを報じておりました。

また、３月24日付地方紙は、続いて愛知県は名古屋港南５区、通称南港南５区でも瓦れき処理を同地域の２工区で仮置き場、焼却施設、埋め立てのための最終処分場として検討している旨の記載がされておりました。

昨年４月、愛知県知事は県内での受け入れを表明いたしましたが、放射能汚染の危険性から現在処理施設を持つ県内市町村で受け入れを示している自治体はありません。県は、今後既存施設を持つ市町村及び一部事務組合に対し瓦れき処理の協力要請の調査を行うと伺っておりますが、さあ、そこで１番です。

現在、県から調査及び受け入れ要請が寄せられておりますか。どういう状況になっているのか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　現在のところ、愛知県からの要請はございません。

ただ、愛知県のほうからは平成24年３月５日付で平成23年12月20日付の愛知県から環境省に提出した要請質問書の回答に対する意見の提出依頼が今のところはございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　同じ項目ですけども、３月13日に関係閣僚会議が開かれて、震災

瓦れき、１年をたったんですけども、震災瓦れきの処理が現在８都府県と進んでおりません。そこで、震災瓦れきについて各都道府県への協力要請を行うことといたしました。

多分県を通して、当晴丘センターへの要請も今後されると思うんですけども、瓦れき処理には私は３つの原則があるとこのように思います。

１つは、まず広域処理、多くの自治体に手伝ってもらうこと、もらわざるを得ないということですね。

２点目は、かといって汚染を広域に広げることは許されません。

それから、３点目は、住民の合意が前提だと思います。

そこで、広域処理について、基本的な考え方をじゃあ伺いますが、選択肢の一つとしてもともとその瓦れき処理は元来受け入れないと、そういう広域処理とは反対の立場ですね、そういう立場にこの当組合は立つのかどうか、伺います。

以上です。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　もともと瓦れきの処理を全く受け付けないということではなくて、現在の状況下では受け入れができないということで考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　それでは、次に移ります。

次に、県からの要請が出された場合、以下の点についてどのように考え、対応をされるのか伺います。

まず１番が、費用と責任及び安全についての課題です。

単純に外部の要因として発生した瓦れきであることから、外部責任ということだけではない問題だと考えます。それは、日本の原発っていうのはアメリカからの技術輸入でつくられ、原発そのものの問題もありますが、設置については構造的な問題を持っています。それは、電源装置を地下に設置したことによります。なぜか、大地震や津波に対し浸水の可能性が非常に高い構造から、電気設備が破壊された場合、核分裂の暴走が起こって制御できなければメルトダウンを起こすことが想定をされ、国会でも繰り返しその危険性を指摘する質問がこの間されてきました。

にもかかわらず、東電や政府は今回の事故は想定外としておりますが、それこそ想定内の問題だと考えるものです。これだけの指摘を受けながら、一切安全ですと答弁してきた国と東電の責任は重大だと考えます。

このように、地震、津波への対応が不十分であったために起こった事故である以上、その原因によって発生した放射能瓦れきの処理については、その責任、費用、そして安全、すべて東電と政府が負うべき責任と考えるものですが、当組合としてはどのように判断をされるのか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　処理費用と安全性の問題は、環境大臣が明言しておられるように、国が責任を持つと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　そうですね。実際上、本当にこの被害というのは大きな被害を及ぼします。

小出裕章さんって京都大学の原子炉センターに働く先生ですけども、実は台東区で、東京です、去年の３月15日にガンマー線、放射線、それを調べてみたら、時間当たり２マイクロシーベルト、通常の40倍あったっていうんですね。だから、本当に大きな影響が、とりわけ成長期の子供には影響があると言われてます。

もしも、国とのこちら側の責任を持つと言われる以上責任を持っていただきたいと思うんですけども、国との違いが出たというような場合は、意見として言っておきますけども、それはきちっと相手申し入れをして、国と東電に責任を持ってもらう、そういうような態度、立場でぜひ言っていただきたいと思います。

②に移ります。

次に、住民の合意ですけども、住民の合意についてはこれも大きな課題だと思います。瓦れきの受け入れについての対応については、受け入れの是非も含めて住民の合意は欠かせません。

その理由は、単に瓦れきだけではなくて、放射性物質が付着したものであることによります。その影響は、周辺の住民の健康や安全に大きな影響を及ぼす可能性が否定できないものであるからこそ住民の合意が必要です。そのための住民合意の必要性を

当組合はどのように考えられますか。また、それを具体化するシステムをどのように考えられますか、伺うものです。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　瓦れき受け入れの是非につきましては、当組合が単独で判断することは難しいと考えております。構成市と受け入れの可否や受け入れの範囲などを検討する過程で、住民の皆さんへの周知方法や放射性物質に汚染されていないことをチェックする方法や体制なども含めて慎重に協議検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　その場合、住民合意をとることが難しいと言われるんですけども、パブリックコメントなり、例えばこの当議会が住民の代表である以上、この議会の承認を得るだとかいろんなことが考えられると思うんですけども、難しいとされる根拠、もう少し具体的に伺いたいと思うし、それからいずれにしてもどうその合意のシステムをつくっていくかっていうのは今後にとったって重要な話だと思うんですが、そのあたりはいかがですか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　基本的には、瓦れきの受け入れの可否や住民の同意につきましては、構成市それぞれの意向や判断によるというふうに考えておりますけれども、先ほども答弁いたしましたように、構成市と協議検討し、意見を集約した結果受け入れることとなったというような場合につきましては、当組合として受け入れの態勢をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　今言われたように、もともとシステム的に、確認だけしておきますけども、難しいということですね。ここが独自に判断ができない、それは構成市が３つある以上はまず３つでそれぞれがきちっと判断、検討してもらって、その結論をここへ持ち込んで、その結果を見ながらこちらも判断するというようなもともとシステム的な難しさがあるというように確認をいたしますが、確かに構成市町の意向とい

うのを尊重されなければならないというのはそのとおりだと思っております。システム的にもそういうシステムに当然なるんだろうなと思ってます。

それでは、次に移ります。

○議長（大島もえ）　どうぞ。構成市ですね。

○１０番（原田　学）　先ほど、構成市ですね。

仮に合意がされましたと、それは各構成市が判断を出したということですけども、その場合は住民の安全、それから取り扱う作業員の安全、職員の安全ですね、これがきちっと確保されることがどうしても必要です。

例えば、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄと搬入から焼却、埋め立て、このように書いてみましたけども、例えばＡですね。搬入時、焼却時など節目ごとに住民立ち会いのもと放射線量の測定とデータを公表するべきだと思いますが、具体的には搬入に、Ａの場合、搬入に至るまでの周辺住民の安全性の確保、そして搬入時の測定、そして炉内及びばい煙の中の線量の測定、それから主灰、飛灰の線量の測定、それから搬出時の測定、このように節目ごとに全部このデータをとっていく必要があると思うんです。ＢもＣも同じだと思うんですけども、そのようなことをやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　仮に、住民合意がされた場合につきましては、住民、作業員の安全確保を図るため、議員ご指摘のような搬入時、搬出時、それから作業員の安全確保等につきましてはこれらの事項はすべて検討していかなければならないことだというふうに考えております。

測定等を行うということになれば、測定器の購入等も考えていかなければならないことと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　ここで先ほどの一番初めの考え方とリンクすることだと思うんですけれども、例えば住民と組合とがこういう測定をしたい、こういう測定をすべきだと言われるときに、まだ国の基準が定まってないから難しいかもしれませんけども、国と違ってしまった場合、国は補助の対象メニューにそれは入れませんというような

ことが起きたときに、それは具体的にはどのような対応をされるのか伺っておきます。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　国の補助というようなことでございますけども、具体的に今ちょっと確定されておるようなことでございませんので、ちょっとお答えする段階ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　積極的な申し入れの活動をやってほしいと思います。意見として言っておきます。

それは、やはりこちらが起こした責任ではありません。焼却をすることはやぶさかではないんですけども、そのために安全措置をとるっていうのはこちらとしては当たり前のことだと思います。

そういう意味から、責任は当然国と東電にあるということだと思いますので、積極的な対応を求めておきます。

じゃあ、次に移ります。

○議長（大島もえ）　お願いします。

○１０番（原田　学）　２点目は、この焼却施設が地震に遭っても大きな被害を受けない、そういうものとしていくための質問をします。

地震に強い焼却施設を目指して、安全で安心な地震に強い焼却施設を目指して、先日の中央防災会議中間報告は、３・11、東日本大震災の教訓からこれまで２連動、東海・東南海地震について検討していた連動型地震については、東北の事例を考察した場合、この地域では３連動、東海・東南海・南海の可能性が高いとされています。いわゆる南海トラフとされる区域の連動を考えた場合には、その震源域にも大きな変化が見出され、これまで海岸沿いが主な震源域でしたが、海岸から日本列島の中央部までを含んだものとされた。

当地域では、瀬戸と長久手の境までもが含まれました。広域な震源域とされ、しかも地震の最大規模はマグニチュード９とされています。

３連動地震の発生によるこのような大規模地震の場合、今後の被害想定などは中央

防災会議の最終報告に待つところが大きいと考えられますが、これまでの防災計画についてもまた抜本的な見直しがされると考えるものです。

しかし、いかなる事態に対しても、当センターについては業務の上からも最悪の被災状況に対応できる施設にするために、より地震に対応可能な施設とする必要があります。

そこで、地震に強い施設とするために以下の質問を行うものです。

まず、阪神淡路の大震災以後、恐らく地震に対する強度や耐震診断はされていると思われますが、どのような結果でしたか、伺うものです。

①が震度及びマグニチュードはどれほどのものを想定され、耐震診断がされていますか。また、その結果はどうでしたか。施設、破砕機、そして電気系統、それぞれの結果はいかがであったか伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　当施設につきましては、平成４年に竣工しておりまして、昭和56年施行の建築基準法の新耐震基準に基づいて設計、施工されております。したがいまして、阪神・淡路大震災後の耐震診断は行っておりません。

ただ、平成20年に施工をしております延命のための工場棟などの塗装工事を行った際に、建物外壁のコンクリートの中性化試験をしておりますが、こちらのほうは問題はございませんでした。

また、当施設のプラントメーカー施工の焼却施設が阪神淡路、東日本大震災の被災地にありまして、そのとき震度６の地震に被災をしておりますが、プラント機器及び建屋に大きな破損はなかったとメーカーから報告を受けております。

したがいまして、新耐震基準に適合していることや阪神・淡路大震災後のメーカーからの報告によりまして耐震診断の必要はないという判断をしております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　他の資料、他の資料といいますか、東北を襲ったあの地域のプラントが大丈夫だからいいんだろうとか、実際にはコンクリートを多分コアをとって試験をされているとは思うんですけれども、強度を多分はかられただろうと思うんですけれども、やはり本来は耐震診断をきちっとやってく必要があると思うんです。

そこで、次に移ります。

２、今回中央防災会議の中間報告において、巨大地震、南海トラフが想定され、マグニチュード９、先ほどお話ししたとおり震源域も拡大されて、内陸部まで拡大をされてきます。

これらを踏まえ、今後の対応をどうするかということですけども、改めてこの地震に対応できる耐震診断が必要だと思いますが、これはどう考えますか。改めて伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　先ほども答弁いたしましたように、焼却炉などの建物の耐震は大丈夫との判断をしておりますけれども、晴丘センター内の附属施設や地耐力、それから擁壁の中性化などにつきまして、今後組合内部で危険箇所の洗い出しを行う中で耐震診断の必要性を判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　こちらの繰り返しになっちゃうんだけど、コンクリートを抜いてそのコンクリートの強度を調べたからよしとしてほしくないですね。確かに、聞くところによるとこういう建物の耐震強度っていうのは非常に強いと聞いてます。

だから、実際に地震があったその地域でも残っている、そういうのも実際にはそういう実例はあると思うんです。ただし、今本当にこの時期念には念を入れるということがこれほど必要なときはないと思うんですね。

そういう意味からも、先ほど言われた地耐力はもちろんですけども、この建物の耐震診断こそまずはやっておかれるべきだとそういうぐあいに私は思います。これは意見として、ずっと平行線になっちゃいますからね、言っておきます。

それから、発電所の場合は電気系統が一番心配になります。②ですね。耐震診断を行えば計画的な改修、補強、それが実施されることになるんですけども、とりわけ電気系統が停止、その場合の対応を考えておくべきだと思うんです。そういう非常事態に対応する訓練、どのように具体化されているのか伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　電気系統が停止状況となった場合の対応につきましては、地震に限らず外部電源、中電からの電源でございますけれども、これが喪失しますと自家発電の蒸気タービン発電の単独運転に切り変わります。蒸気タービン発電も故障、停止いたしますと、非常用自家発電が自動で起動をしてまいります。

この非常用自家発電機につきましては、毎月職員の手動操作による試験運転を実施しておりまして、また非常用自家発電機は電圧がなくなりますと自動起動しますので、職員による操作の必要はございません。

訓練につきましては、毎年12月に実施しております実負荷運転時に業務係で電源の緊急遮断訓練及び地震感知機能作動時訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　その電気系統が壊れたら自家発電があり、それが壊れてもその手で回す非常用の電気系統が生きて働くというようなそんなような話だったと思うんですけども、２つ伺っておきます。

まず、火が燃えたままで電気がとまっているという一番危険な状況だと思うんですね。それをとめるような装置になってるのかどうか、それを伺います。

それから、あわせてこの建物、24時間体制でごみの焼却をやっておられますけども、今言われた、事務長が言われたそういうような非常用の場合の対応はすべての職員が知っていないと困ってしまうと思うんですけども、そういうような訓練がされてるかどうか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

主幹、お願いします。

○主幹（横山光義）　火の問題ですけれども、地震の場合は地震感知器が働きまして、燃焼用空気とストーカーが自動的にとまります。火を鎮火させますが、ただ煙が充満して炉内から出ないように誘引通風器といいまして、通風設備は継続して運転してます。それで、煙は煙突から出すようになってます。

次、２点目の24時間運転で職員の訓練ですけども、これは先ほど事務長が言ったように、毎年12月の全停止の時期に職員を集めて訓練しています。あとは、マニュアルも改定して訓練をしています。

以上です。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　それから、あわせて、今訓練がやられてるっていうような話でしたけど、それから次に移ります。

③ですけども、日常的な訓練やマニュアルの再点検が必要と考える。これは、例えばそういう大きな震災ですよね、瀬戸市は例えば震度６弱だとかそういうのの対応で施設をつくったり、訓練をしたりしておりますが、マグニチュード９っていいますと震度７に非常に近いそういう地震が来てしまいます。

マニュアルの見直しだとか、そういうことも含めて実施していく必要があると思うんですが、そのあたりはどのように考えておられるか、伺います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　先ほどのマニュアルの改定でございますけれども、これはＩＳＯ14001の運用管理で、その都度改定をしております。

また、見学者等の避難のマニュアルにつきましても策定をしておりますので、その地震に対応できるマニュアルというふうになっております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　ＩＳＯ14001改定でほぼ毎年の改定が行われているというような話でしたけども、それは今後例えば３年ごとに何か節を決めて変えていく項目はこれですよというような目標を立てながら変えていくということなのか、確認をしたいと思うんですね。

というのは、新たにこういう大きな地震が来たということを想定して対応していく必要とがあると思うんもんですから、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

主幹。

○主幹（横山光義）　ＩＳＯ14001は３年ごとに外部審査がありますけども、法的レビューと言いまして、法律が改定した情報を得まして、それによって改定していきますので、３年という周期ではありません。法律が改正したときにマニュアルを見直す、そういう運用をしております。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　じゃあ、次移ります。

それから、帰宅難民なんていう言葉がありまして、家に帰れない人が公共の施設で一たん安心ができるようなそんな対応をといって、都心なんかはありますね。

大きな地震が来たとき、その建物自身が近所の人にとってみればある程度泊ることができるというようなそういう機能も将来的にはやっぱり持っていく必要があるかなと思うんです。

④ですけど、非常事態に備えて当センターについても非常食、毛布など備蓄品の一定の確保が必要になってくるかなと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　非常事態時には、基本的には尾張旭市の指定避難所へ避難していただくと考えておりますけれども、晴丘センターは構成市の接点に位置することや国道付近に立地していることから、災害発生時に一時的に避難される市民の方もあることが予測されますので、今後備蓄品の確保も含め非常事態の備えについて構成市と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田学議員。

○１０番（原田　学）　そういうような方向でぜひ取り組んでいただきたい、そのことをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

次に、片渕卓三議員の発言を許可します。

片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　片渕卓三でございます。

議長にご指名をいただきましたので、通告に従い２項目を質問させていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

まず、第１項目め、災害瓦れきの受け入れについてでございます。

これについては、原田議員のほうからたび重なる質問があって、重複する事項がございましたら割愛していただいても結構でございますので、よろしくお願いします。

まず初めに、ちょっと前書きが少しだけ長くなりますが、話をしますが、東日本大

震災で生じた2,200万トンを超える膨大な量の瓦れきは、今も大半が仮置き場に山積みされたままであります。かぎを握る被災地以外での広域処理は青森、山形、東京の３都県から最近は愛知県、三重県も受け入れを表明をしておりますが、多くの自治体が慎重な姿勢を崩しておりません。全体の約６％、これについては３月５日付の時点でございますが、処理が済んでいない中、国はようやく対策に本腰を入れ始めましたが、目標とする2013年度までの処理完了は難しくなってきております。

震災により、宮城県では19年分、岩手県では11年分の一般廃棄物に相当する瓦れきが発生をしました。福島県は、県内処理の計画ではありますが、岩手、宮城両県は被災市町村が自力で処理し切れない分について県外に協力を求めております。

しかし、受け入れが３都県だけでは、必要な広域処理量約400万トンの確保は難しいのが現状であります。

受け入れが進まないのは、東京電力福島第一原発事故に伴う放射能汚染に対する住民らの不安が払拭されないためであると感じております。岩手、宮城の空間放射線量は東京と変わらないレベルにもかかわらず、原発事故をめぐる政府への不信は根強く、瓦れきの安全性に対する理解が広がっておりません。

被災地からは、もう完全に感情的な問題なのでどうすることもできない、これは佐藤仁宮城県南三陸町長の言葉でもございます。

災害瓦れきの受け入れは、被災地の大きな支援の励ましのメッセージであり、瓦れき処理をできる限り行うべきと私は考えますが、以下４点についてお伺いいたします。

まず１点目、尾張東部衛生組合として災害瓦れき受け入れについてどのように考えておられるのか、率直な見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　災害瓦れきが放射性物質に汚染されている疑念が払拭されていない現時点では、受け入れできないと考えております。しかしながら、国や愛知県を通じて災害瓦れきの受け入れの要請があった場合には、その可否、受け入れの範囲等について構成市と慎重に協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　その疑念とか払拭されていけば受け入れる可能性も今後あるんではないかなと思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　放射性物質に汚染されていないということがわかれば、受け入れは可能かなというふうには考えております。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　これは、確認の意味で、昨年４月の環境省の調査にどのように回答し、10月の再調査にはどのように回答されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　昨年４月の環境省の調査でございますが、こちらの調査は受け入れ処理の調査ということで、受け入れ可能な廃棄物として可燃性混合廃棄物、これは木くず、プラスチック等混在ごみを１日に40トン、それから家具類、破砕処理を要する廃棄物及び不燃ごみ、割れたガラス等埋立処分が必要な廃棄物を１日に15トン受け入れ可能と回答しております。

また、10月の調査につきましては、こちら受け入れ検討状況の調査でございまして、回答につきましては現在の状況下では受け入れができないと回答をしております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　ご答弁ありがとうございます。

そこで、一番問題なのは、なかなか受け入れについての障害とかいろいろ話になっておりますが、特にそれはなぜであるかということを再度確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　放射能汚染問題が受け入れの障害になっていると考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　ありがとうございます。

仮に、尾張東部衛生組合が災害瓦れきを瓦れき処理を受け入れを検討すると仮定をしまして、災害瓦れきの受け入れ対象となる品目についてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　３月16日付の環境大臣から愛知県知事への災害廃棄物の処理に関する協力要請の中にございます可燃物、不燃物、木くずを想定をしております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　ご答弁ありがとうございます。

組合として、万が一受け入れを決定した場合、当然のことと安全性の確保、また市民への安全への周知とか、いろんな課題がたくさんあると思います。その点について、まだ何も決定もしていない段階で何も言えないんですが、万が一本当に受け入れるっていう態勢になった場合には、しっかりとその周りの状況含めて市民への周知含めてしっかりと説明をしていただきたいと思います。

次、２項目めにいきますが、放射能について、この質問についても議案質疑でご質問ありました。少し重複する部分はありますが、２点だけ質問をさせていただきたいと思います。いいですか。

○議長（大島もえ）　お願いします。

○１３番（片渕卓三）　平成23年６月28日付で、環境省より各衛生組合に対しまして焼却灰の放射性セシウムの濃度測定が指示をされております。尾三衛生組合のホームページには、この測定値が公表されております。これは、皆様もご承知だと思いますが、この尾張東部衛生組合についてはどのように対応されていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　当組合が平成23年９月８日にサンプル調査しました１号炉、２号

炉の主灰、飛灰の放射性物質の測定結果につきましては、構成市及び当組合議会でも報告をさせていただきましたが、ホームページには載せてございません。

平成24年度予算では、主灰、飛灰の放射能の測定費用を予算計上しておりますので、その経過につきましては今後ホームページに載せていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　ありがとうございます。

議案質疑の中にも、来年度の予算にこの測定の予算を載せていく、放射能の測定についての予算を載せているということで、年４回プラス１回でしたかね、ということで、これはいつから大体始めるのか、お聞かせいただきたいと思います、何月ごろかなということ。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　年４回予定しておりますので、６月、７月ぐらいが第１回になるんではないかと考えております。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　これについても、ホームページにしっかり載せていただいた中で、市民の方へ周知を徹底お願いしたいと思います。

最後になりますが、晴丘センターの飛灰飛散防止装置の放射性セシウムの除去性能はどのくらいなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長。

○事務長（二宮保幸）　環境省が平成23年８月11日付で通知し、11月18日付で一部改正通知しました東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインの資料の中で、放射性物質を含む廃棄物の焼却処理における排ガスの安全性についてという文書の中で、廃棄物の焼却炉の実証実験でバグフィルターにより99.9％以上のセシウム137が除去されることが確認されたと記載されております。

また、愛知県が環境省に示しました質問書の回答の中にも、焼却に伴う排ガス中の放射性セシウムについてはバグフィルター等によりほぼ完全に除去、捕集されることが測定データにおいて確認されていると記載されております。

したがいまして、晴丘センターの焼却炉につきましては、バグフィルター方式ですので、ほぼ完全に除去できると考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　ありがとうございました。

最終、ちょっと締めの中で話もう一回させていただきたいと思いますが、今後瓦れきの受け入れの問題については、構成市で検討し、今後いろんな話し合いをされると思います。被災地においては、本当に多くの瓦れきが残ったままということで、これを受け入れるに当たっても非常に高いハードルが待ち受けてるんだなというふうに思いますが、しっかりと復興、早い復興のためにも受け入れるような体制づくりをしっかりした中で、また協議しながら今後この瓦れき受け入れを早く進めていけるような体制づくりをできれば、これは私の思いがあっていろんな皆さんの意見ございますが、そういった思いでしっかりと今後も検討していただければありがたいと思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

通告いただきました一般質問は以上でございます。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、発言を許可します。

管理者、お願いします。

○管理者（増岡錦也）　議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました一般会計予算等の議案につきまして慎重にご審議をいただき、すべて原案どおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

本会議でいただきましたご意見等を尊重し、特に予算の執行等につきまして十分に精査をし、堅実、確実な運営を図ってまいる所存でおります。

また、構成市と協力しながらごみの発生抑制、資源化を図り、さらなるごみの減量化を推進するとともに、安全で安定したごみ処理に努め、中間処理施設及び最終処分場の延命化にも力を注いでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはより一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさ

つといたします。ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

これにて平成24年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後４時13分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成24年　　月　　日

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員